

令和6年度

国営施設応急対策事業角田地区

江尻排水機場第1制水門耐震補強他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

国営施設応急対策事業角田地区江尻排水機場第1制水門耐震補強他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1 目的

本工事は、国営角田土地改良事業計画（国営施設応急対策）に基づき、江尻排水機場第1制水門及び2号・4号吸水槽の耐震補強等を行うものである。

### 2 工事場所

宮城県角田市江尻字巻向地内他

### 3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

#### 第1制水門

|       |     |
|-------|-----|
| 地盤改良工 | 40本 |
|-------|-----|

|        |    |
|--------|----|
| せん断補強工 | 1式 |
|--------|----|

|           |    |
|-----------|----|
| コンクリート補修工 | 1式 |
|-----------|----|

#### 2号・4号吸水槽

|        |    |
|--------|----|
| せん断補強工 | 1式 |
|--------|----|

|       |    |
|-------|----|
| 曲げ補強工 | 1式 |
|-------|----|

|     |    |
|-----|----|
| 仮設工 | 1式 |
|-----|----|

### 4 工事数量

別紙－1及び別紙－2のとおりである。

## 第3章 施工条件

### 1 工程制限

河川内工事は、関連工事である江尻排水機場ポンプ設備補修工事（2号ポンプの補修）と調整し、令和6年11月1日以降に着手することを予定している。

### 2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等82日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

### 3 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者

などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和6年9月2日から令和7年3月10日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和6年9月1日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

#### 4 河川区域内施工

本工事は、河川区域内の工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。

#### 5 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

### 第4章 現場条件

#### 1 土質

本工事における地盤改良工の施工場所の土質は、別紙-3のとおり想定している。

#### 2 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

| 工 事 名                    | 施工予定期間         |
|--------------------------|----------------|
| 江尻排水機場ポンプ設備補修工事          | 令和4年12月～令和8年3月 |
| 江尻排水機場ポンプ設備補修（その2）工事（仮称） | 令和6年7月～令和9年7月  |
| 江尻排水機場管理用道路法面保護工事（仮称）    | 令和6年6月～令和6年10月 |

#### 3 第三者に対する措置

##### （1）騒音及び振動対策

騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

## (2) 濁水処理対策

施工に当たり汚濁水が発生した場合、汚濁水が河川に流出しないよう十分注意して施工しなければならない。

なお、濁水処理対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

## (3) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は監督職員と協議するものとする。

## (4) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障をきたさないように受注者の責任において維持管理に努めなければならない。

## 4 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

## 5 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

## 第5章 指定仮設

### 1 仮締切工（第1制水門）

(1) 仮締切工の位置、規模、構造は図面のとおりとする。

(2) 仮締切工は、江尻排水機場吸水槽上流部に仮置きしている大型土のうを利用することとし、不足する分は購入土にて新たに製作するものとする。

再利用できないと判断される大型土のうがある場合は監督職員と協議するものとする。

なお、新たに製作する大型土のうは、耐候性大型土のう長期仮設（3年）を使用するものとする。

(3) 大型土のうは既設の仮栈橋からクローラクレーン200t吊により設置・撤去するものとする。

(4) 撤去した大型土のうは監督職員が指定するクローラクレーン200t吊で届く範囲の場所へ集積するものとするが、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

(5) 気象状況により急激な水位変動が発生し、仮締切を溢水する恐れがある場合は、仮締切の一部を撤去し、第1制水門を全閉にして江尻排水機場のポンプを稼働させることとする。このことによる本工事の影響については協議対象とする。

- (6) 大雨注意報、洪水注意報が発令された時点で警戒体制を構築し、警報に移行した場合に仮締切内の機器、資材等を撤収できるよう努めるものとする。

## 2 仮締切工（吸水槽）

- (1) 4号吸水槽入口部は鋼製仮締切（敷鉄板等）で締め切ることとする。
- (2) 2号吸水槽入口部の仮締切については江尻排水機場ポンプ設備補修（その2）工事（仮称）で設置することとする。
- (3) 鋼製仮締切（敷鉄板等）は吸水槽天端に設置したラフテレーンクレーン4.9t吊により設置・撤去することとする。
- (4) 鋼製仮締切のH鋼とL形鋼について、撤去後は次に示す箇所に集積するものとする。  
集積地：岡排水機場敷地内  
地先名：角田市岡字雑魚橋地先

## 3 水替工

- (1) 作業時排水
- ア 仮締切工（第1制水門）内の水替えは6m<sup>3</sup>/h未満を想定しているが、想定排水量を超える排水処理の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- イ 仮締切工（吸水槽）内の作業時排水は想定していないが、必要とする場合は監督職員と協議するものとする。
- (2) 貯留水排水
- ア 4号吸水槽内の残水として800m<sup>3</sup>の排水を想定している。
- イ 2号吸水槽内の残水については関連工事で排水するものとする。

## 4 足場工

- (1) 第1制水門端堰柱及び中央堰柱の補強・補修における足場はクローラクレーン200 t吊により設置・撤去するものとする。
- (2) 吸水槽への出入りは吸水槽天端のマンホールを利用することとし、マンホールから吸水槽底版までの移動のための足場を設置するものとする。
- (3) 4号吸水槽の足場は本工事で設置撤去し、2号吸水槽の足場は江尻排水機場ポンプ設備補修（その2）工事（仮称）で設置撤去することとする。

## 5 除雪工

- 積雪深10cm 以上で除雪を行った場合は、除雪のつど除雪実施状況（除雪深、除雪の範囲、除雪方法、写真等）を監督職員に報告するものとする。
- 積雪の状況により排雪の必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
- なお、除雪工は実績により変更する。

## 6 排泥ピット

- (1) 高圧噴射攪拌工で発生する汚泥は排泥ピットに一時的に仮置きし、硬化後に処理施設

まで運搬することで考えているが、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。

- (2) 排泥ピットの位置、規模、構造は図面「仮設平面図」のとおりとする。
- (3) 汚泥が流出しないようにピット内部はシートで覆うこととする。
- (4) 施工後は雨水が溜まらないようにシートを撤去し、水抜き溝を造成することとするが、形状や施工箇所等について監督職員と協議して決定するものとする。

## 7 工事用道路及び施工ヤード

- (1) 工事用道路2及び3、施工ヤード3は過年度の工事で造成済であり、工事用道路1-1及び1-2、施工ヤード2は江尻排水機場管理用道路法面保護工事（仮称）にて造成することとしている。

## 8 敷鉄板

- (1) 敷鉄板の設置範囲は図面「仮設平面図」に示すとおりである。

## 第6章 工事用地等

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、別紙-4に示すとおりである。

工事用地等の使用に当たっては、別紙-5に基づき行うものとする。

## 第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第8章 貸与する資料

本工事の施工において関連する次の資料は貸与する。その他必要となる資料については、監督職員と協議するものとする。なお、貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

令和元年度 江尻排水機場実施設計他業務報告書（吸水槽耐震補強関係）

令和2年度 江尻排水機場制水門実施設計他業務報告書（制水門耐震補強等関係）

## 第9章 工事用材料

### 1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録承認機関）により承認を受けた工場（JISマーク表示承認工場）での製造品とする。

- (1) 固化材（セメント系特殊品、特殊固化用）

地盤改良に使用する固化材の配合は以下のとおり考えている。

地盤改良工固化材（1 m<sup>3</sup>当たり）

| 材料名      | 規格・仕様                  | 単位 | 配合量 |
|----------|------------------------|----|-----|
| セメント系固化材 | 特殊固化用、密度3.05±0.1（kg/L） | kg | 660 |
| 水        |                        | kg | 784 |

（２）鉄筋コンクリート用棒鋼

せん断補強工 SD345

曲げ補強工 SD345

（３）機械式継手

せん断補強工 D19：JIS G4051 SC

D25：JIS G5502 FCD

曲げ補強工 JIS G 3112

（４）ポリマーセメントモルタル

| 種類  | 試験項目 | 試験方法       | 試験基準                     |
|-----|------|------------|--------------------------|
| 接着用 | 付着強度 | 建研式接着力試験   | 1.5N/mm <sup>2</sup> 以上  |
| 増厚用 | 圧縮強度 | JIS A 1171 | 30.0N/mm <sup>2</sup> 以上 |
|     | 曲げ強度 | JIS A 1171 | 6.0N/mm <sup>2</sup> 以上  |

（５）コンクリート（吸水槽耐震補強）

コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

| 種類           | 呼び強度<br>(N/mm <sup>2</sup> ) | スランプ<br>(cm) | 粗骨材の<br>最大寸法<br>(mm) | 水セメント比<br>W/C<br>(%) | セメント<br>の種類に<br>よる記号 | 使用目的                          |
|--------------|------------------------------|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|
| 鉄筋<br>コンクリート | 24                           | 12           | 25                   | 55以下                 | BB                   | 底版の曲<br>げ補強工                  |
| 無筋<br>コンクリート | 18                           | 8            | 25                   | 65以下                 | BB                   | 底版の増<br>厚、底版<br>コンクリートの<br>補修 |

（６）表面被覆材

別表－１ コンクリート水路補修材料品質規格による。

（７）鋼材（表面被覆材SUS板）

ステンレス鋼板 JIS G 4304 SUS304

（８）ひび割れ補修材

別表－１ コンクリート水路補修材料品質規格による。

２ 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

| 材 料 名               | 提 出 物      |
|---------------------|------------|
| 固化材（セメント系特殊品、特殊固化用） | 試験成績書、カタログ |
| せん断補強鉄筋             | 試験成績書、カタログ |
| せん断補強鉄筋用定着材         | 試験成績書、カタログ |
| 機械継手（せん断補強鉄筋用）      | カタログ       |
| 表面被覆材（FRPM板）        | 試験成績書、カタログ |
| 金属拡張式アンカーボルト        | 試験成績書、カタログ |
| パネル目地材              | 試験成績書、カタログ |
| 緩衝材                 | 試験成績書、カタログ |
| ひび割れ注入に関する材料        | 試験成績書、カタログ |
| 曲げ補強鉄筋              | 試験成績書、カタログ |
| 機械継手（曲げ補強鉄筋用）       | カタログ       |
| ポリマーセメントモルタル        | 試験成績書、カタログ |

### 3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

| 材 料 名        | 検査又は確認項目 | 備 考   |
|--------------|----------|-------|
| セメント系固化材     | 数 量      | 現場搬入時 |
| セメント系固化材     | 配 合      | 造成開始前 |
| 曲げ補強鉄筋       | 外観・形状・寸法 | 抽出    |
| 表面被覆材（FRPM板） | 外観・形状・寸法 | 抽出    |
| 表面被覆材（SUS板）  | 外観・形状・寸法 | 抽出    |
| せん断補強鉄筋      | 外観・形状・寸法 | 抽出    |

### 4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

| 資材名 | 規格 | 調達地域等 |
|-----|----|-------|
| 土砂  |    | 角田地区  |

## 第10章 施工

### 1 一般事項

#### （1）基準点

本工事の基準点は、図面「江尻排水機場平面図」に示す3N0.1（H=13.980）及び3N0.2（H=13.108）を使用しなければならない。

なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

| 工 種                          | 確 認 内 容          | 確認時期                      | 遠隔確認<br>対象 | 備 考 |
|------------------------------|------------------|---------------------------|------------|-----|
| 地盤改良工（高圧<br>噴射攪拌工法）          | 基準高、位置・<br>間隔    | 改良径毎に施工前に各<br>1 本         | ○          |     |
| 地盤改良工（高圧<br>噴射攪拌工法）          | 改良深              | 改良径毎に削孔時に各<br>1 本         | ○          |     |
| せん断補強工                       | 中心間隔、鉄筋<br>径、鉄筋長 | 初期施工段階で底版、<br>側壁、隔壁各 1 箇所 | ○          |     |
| 表面被覆工（アン<br>カー固定方式パネ<br>ル工法） | アンカー引抜<br>強度     | 初期施工段階で堰柱毎<br>に各 1 本      | ○          |     |
| 表面被覆工（ステ<br>ンレス鋼板）           | アンカー引抜<br>強度     | 初期施工段階で堰柱毎<br>に各 1 本      | ○          |     |
| 曲げ補強工                        | 中心間隔、鉄筋<br>径、鉄筋長 | 初期施工段階で底版、<br>隔壁各 1 箇所    | ○          |     |

2 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

| 建設資材廃棄物         | 処理施設名                        | 住所                   | 受け入れ<br>時間   | 事業区分         |
|-----------------|------------------------------|----------------------|--------------|--------------|
| コンクリート塊<br>（無筋） | (有)北日本クリーン                   | 亶理郡亶理町字龍円<br>寺前154-1 | 8 時～<br>17 時 | 再資源化<br>施設業者 |
| 汚泥              | (株)環境施設未来リ<br>サイクルセンター       | 宮城郡松島町桜渡戸<br>真言20    | 8 時～<br>17 時 | 再資源化<br>施設業者 |
| 廃プラスチック         | (株)イーストコア<br>空港リサイクルセン<br>ター | 岩沼市下野郷字中野<br>馬場34-1  | 8 時～<br>17 時 | 最終処分<br>業者   |

### 3 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工 程       | 作業内容                         | 分別解体等の方法             |
|-----------------|-----------|------------------------------|----------------------|
|                 | (1) 仮設    | 仮設工事<br>■有            □無     | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                 | (2) 土工    | 土工工事<br>□有            ■無     | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                 | (3) 基礎    | 基礎工事<br>■有            □無     | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                 | (4) 本体構造  | 本体構造の工事<br>■有            □無  | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                 | (5) 本体付属品 | 本体付属品の工事<br>□有            ■無 | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                 | (6) その他   | その他<br>□有            ■無      | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |

### 4 地盤改良工

#### (1) 一般事項

ア 本工事における地盤改良工は、地盤内に第9章1の(1)に示す固化材により地盤を壁状に改良するものであり、施工方法は、「高圧噴射攪拌工法」により円形の改良体を造成するものである。なお、改良範囲のうち粘性土層に対して、事前に水を噴射して切削（プレジェット）を行うことを想定している。

イ 受注者は、施工中における施工現場周辺の地盤、構造物及び施設等への影響を定量的に把握しなければならない。

なお、これらの施設等への影響が発生した場合、直ちに施工を中止するとともに監督職員にその内容を報告し、対応方法について協議するものとする。

ウ 地盤改良工で使用する用水については、江尻排水機場敷地内の水道設備より取水可能である。

エ 作業前に造成プラントにおいて第9章1の(1)に定める固化材の配合が保たれていることを確認するものとする。

オ 地盤改良固化材は第9章1の(1)に示す配合を考えているが、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

カ 地盤改良効果の確認は、事後調査ボーリング及び一軸圧縮試験を行うものとするが、位置について監督職員と協議の上、決定するものとする。採取したコアについては一軸圧縮試験を行い、改良体の一軸圧縮強度を確認するものとする。

なお、一軸圧縮試験の供試体作成箇所は、監督職員と協議の上、決定するものとする。

キ 設計強度は、砂質土改良体 $3.0\text{MN/m}^2$ 以上、粘性土改良体 $1.0\text{MN/m}^2$ 以上とし、改良率は85%以上を想定している。

ク 改良体の造成に当たっては、施工機据付箇所底版コンクリート（厚 $2,050\text{mm}$ ）を削孔するものとする。

ケ 底版コンクリートの削孔に当たっては、事前に鉄筋調査を実施し、既設の底版上面の鉄筋に干渉しないように位置を決定するものとする。

また、底版下部の鉄筋については7本切断することが想定されているが、想定以上の干渉が判明した場合は監督職員に報告し協議の対象とする。

なお、削孔箇所は改良体造成後に無筋コンクリートで復旧するものとする。

コ 事前にボーリング調査を行い、地質等を確認するものとするが、調査位置等については監督職員と協議の上決定するものとする。

## 5 耐震補強工（第1制水門）

### （1）洗浄工

ア 高圧洗浄機等を用いてコンクリート表面の泥や藻、苔等の付着物を除去するものとする。

イ 洗浄圧は $14.7\text{MPa}$ を想定しているが、この圧力により付着物等を除去することが困難な場合は監督職員と協議するものとする。

ウ 剥離箇所など局所的な脆弱部が確認された場合は、その補修等について監督職員と協議するものとする。

エ 高圧洗浄に使用する洗浄水は水道水を想定している。

オ 土砂等堆積物の排除作業が生じた場合は、変更協議対象とする。

### （2）せん断補強工

ア 施工前に鉄筋調査を実施し、既設構造物の配筋状態を確認の上、調査結果を監督職員に報告するものとする。

イ コンクリート削孔及びせん断補強鉄筋取付は、既設構造物に損傷を与えることのないように注意して施工しなければならない。なお、受注者の不注意等により、既設構造物に損傷等が生じた場合は、受注者の責任において補修等を実施しなければならない。その場合の補修方法等については事前に監督職員の承諾を受けるものとする。

ウ 削孔によるコンクリート粉塵等は飛散しないよう注意して施工しなければならない。

エ 削孔中にドリルビットが既設鉄筋に干渉した場合は、直ちに削孔を中止し、再削孔及び削孔した孔の補修の方法について監督職員と協議するものとする。

オ せん断補強鉄筋を既設コンクリート躯体に定着させるための充填材は、削孔断面を完全に充填でき、かつ充填後の長期耐久性が満足されるものでなければならない。また、打設箇所の表面は金コテ等により平滑に仕上げるものとする。

カ せん断補強工はPHb工法による施工を想定しているが、同等以上の性能を有する他の工法を排除するものではない。

## 6 コンクリート補修工

### (1) 洗浄工

第10章5の(1)と同様とする。

### (2) 表面被覆工

ア 表面被覆工は、アンカー固定方式パネル工法を想定している。なお、この工法以外により表面被覆を行う場合は、監督職員と協議しなければならない。

イ 使用材料は、直射日光を避け、ゴミ、降雨等の影響を受けないように保管するものとする。特にプライマーや目地材等は、密閉した状態で保管するものとする。

ウ コンクリート表面の不陸(凹凸)を平滑にする必要がある場合は、不陸調整材の使用について事前に監督職員と協議するものとする。

エ パネルの設置は、既設水路の伸縮目地部とパネル目地を合わせるように割付図を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

オ パネル孔の位置に合わせて削孔し、金属拡張式アンカーボルトで固定するものとする。

カ パネル目地工に先立ち、目地部に付着・堆積している水分・異物等を除去し、十分に乾燥させたのち、パネル表面の目地周りをマスキングテープ等により保護し、監督職員の確認を得るものとする。

キ プライマーを刷毛等により塗布し、パネル目地材を充填して表面を平滑に仕上げるものとする。

ク 施工に先立ち、既設水路においてアンカーボルトの仮打設を行い、引抜強度を確認するものとする。また、それ以外にも強度確認が必要な箇所があれば、適宜行うものとする。なお、引抜強度が所定の規格値を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。

引抜強度の規格値は、4.2kNとする。

### (3) ひび割れ補修工(注入工法)

ア ひび割れ部のコンクリート表面をワイヤブラシ等で清掃し、幅50mm程度のレイタンスや塵芥を除去のうえ、シーリングするものとする。注入は低圧かつ低速で注入し、養生後はディスクサンダー等で表面を平滑に仕上げるものとする。

イ 日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、注入作業等において、温度管理及び養生を行い、注入材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

## 7 耐震補強工(吸水槽)

### (1) 準備工

ア 関連工事において、吸水槽入口部の締め切りゲートを設置するものとする。

イ 吸水槽内に堆積している汚泥等を除去し、第10章3に示す処理施設に搬出するものとする。汚泥は汚泥吸排車による撤去を想定しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

ウ 湧水や降雨が吸水槽内に流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と

協議するものとする。

(2) 洗浄工

第10章5の(1)と同様とする。

(3) せん断補強工(2号吸水槽)

第10章5の(2)と同様とする。

(4) 曲げ補強工(2号・4号吸水槽)

ア 既設コンクリート表面はウォータージェットで下地処理を行うものとする。

イ ウォータージェットは200MPa級を想定している。

ウ 下地処理面にコンクリートとポリマーセメントモルタルの付着性能を向上させるための下塗材を塗布する。

エ 隔壁部の補強にあたり、主筋は機械式継手1箇所で接合するものとする。

オ 底版の増厚にあたり、擦り付け部の補強等が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(5) その他

ア 吸水槽内に補修が必要なひび割れ等が確認された場合は監督職員に報告するとともに、その対応について協議するものとする。

## 第11章 施工管理

### 1 主任技術者等の資格

入札公告の要件による。

### 2 施工管理

この工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」(以下「施工管理基準」という。)によるものとし、施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、「別表-2 コンクリート水路補修施工管理の出来形管理及び品質管理」によるものとする。

なお、これに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。

### 3 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出しなければならない。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

### 4 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電

子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（５）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL

（[http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)）

のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

## 第１２章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりで

ある。

- 1 地盤改良工の工法及び内容に変更が必要となった場合。
- 2 地盤改良工の品質確認の試験施工が必要になった場合。
- 3 せん断補強工及び曲げ補強工の想定する施工方法等の変更が必要となった場合。
- 4 耐震補強対象箇所及び周辺の既設コンクリートの補修等が必要となった場合。
- 5 補修工法に変更が必要となった場合。
- 6 防音、防振及び濁水処理が必要となった場合。
- 7 仮設工の変更及び追加が必要となった場合。
- 8 事前ボーリングでコンクリート底版の削孔が必要となった場合。
- 9 地盤改良工及び第1制水門堰柱の補修・補強工において、別途クレーン等が必要となった場合。
- 10 既設機器等の撤去再設置が必要となった場合。
- 11 新たな現場発生材が生じた場合。
- 12 交通誘導員の配置が生じた場合。
- 13 歩掛調査等の追加が生じた場合。
- 14 関連工事の工程等の調整に伴い、本工事に変更が生じた場合。
- 15 第三者との協議により変更が生じた場合。
- 16 関係機関及び地元との協議調整により、工事を変更・追加する場合。
- 17 不可抗力によるもの。
- 18 遠隔確認の試行を行う場合。
- 19 その他工事施工上、監督職員が必要と認めたもの。

### 第13章 その他

#### 1 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

#### 2 契約後VE 提案

##### (1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

##### (2) VE提案の意義及び範囲

ア VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を

伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

### (3) V E 提案書の提出

ア 受注者は、(2)のV E 提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E 提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含むV E 提案である場合、その取扱に関する事項

(カ) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する日の35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

### (4) V E 提案の適否等

ア 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から14 日以内に書面（共通仕様書様式6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19 条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10 分の5 に相当する額（以下、「V E 管理費」という）を削減しないものとする。

キ V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25 条（請負代金額の変更方法等）第1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記力のV E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### （5）V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

#### （6）責任の所在

発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

### 3 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1 編1－1－37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2 部

### 4 主任技術者等の専任期間

- （1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場で専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

### 5 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうちに」回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答する

ことを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

## 6 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事实施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別紙－6に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別紙－7に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 7 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

- (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものと

する。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人、受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人、受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人、受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員、監督員が対応方針の協議、確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）～（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

## 8 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定

の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

## (2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

## (3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員の履行の確認を受けるものとする。

# 9 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア(ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

## ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

## 【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

## 【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

## 【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸900×900mm 以上（面積ではない）

- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

#### イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（ア）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

### 10 現場環境改善費

- （1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議し実施する。なお、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
- （2）以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- （3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

| 計上項目  | 実施する内容（率計上分）                                                                     |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 仮設備関係 | ア 用水・電力等の供給設備<br>イ 緑化・花壇<br>ウ ライトアップ施設<br>エ 見学路及び椅子の設置<br>オ 昇降設備の充実<br>カ 環境負荷の低減 |
| 営繕関係  | ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）<br>イ 労働宿舍の快適化<br>ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室）<br>エ 現場休憩所の快適化 |

|      |                                                                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等                                                                                                                                                            |
| 安全関係 | ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）<br>イ 盗難防止対策（警報器等）<br>ウ 避暑（熱中症予防）・防寒対策                                                                                                          |
| 地域連携 | ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）<br>イ 完成予想図<br>ウ 工法説明図<br>エ 工事工程表<br>オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む）<br>カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む）<br>キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営<br>ク パンフレット・工法説明ビデオ<br>ケ 社会貢献 |

## 11 週休2日制工事の試行

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕工期のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業

連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

|           | 4週8休以上          |
|-----------|-----------------|
| 現場閉所率     | 28.5%(8日/28日)以上 |
| 労務費       | 1.02            |
| 機械経費（賃料）  | 1.02            |
| 共通仮設費（率分） | 1.02            |
| 現場管理費（率分） | 1.05            |

イ 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記アに示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

## 12 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

ア 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図れている。

イ 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「施工状況（工程管理）」に、次の2つの事項の両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（現場閉所率4週6休以上）の場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他[理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐ その他[理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

ウ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）を達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐ その他[理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

### 13 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

#### ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
- なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
- ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

#### 14 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

#### 15 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：抜開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 16 部分払いについて

本工事において、中間前金払いに変わり、既済部分払いを選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払いや、設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙ー8「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

#### 第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別            | 規格                               | 単位             | 数量      | 備 考 |
|---------------------|----------------------------------|----------------|---------|-----|
| 1. 第1制水門地盤改良工       |                                  |                |         |     |
| (1) 高圧噴射攪拌工         |                                  |                |         |     |
| コア削孔                | コンクリート底版削孔、 $\phi$ 200mm、L=2.05m | 本              | 40.000  |     |
| 造成                  | 改良径3.4m、造成長1.5m、2.4m、2.9m、4.4m   | 本              | 40.000  |     |
| 削孔箇所復旧              | $\phi$ 200mm、L=2050mm、40箇所       | m <sup>3</sup> | 1.000   |     |
| 2. 第1制水門堰柱せん断補強工    |                                  |                |         |     |
| (1) 第1制水門端堰柱        |                                  |                |         |     |
| コンクリート削孔工           | $\phi$ 30×1797.5mm               | 箇所             | 49.000  |     |
| 補強鉄筋（堰柱）            | D13、SD345、L=1731mm               | 本              | 49.000  |     |
| 高圧洗浄工               | 14.7MPa                          | m <sup>2</sup> | 129.000 |     |
| 3. 第1制水門堰柱コンクリート補修工 |                                  |                |         |     |
| (1) 表面被覆工（パネル工法）    |                                  |                |         |     |
| 強化プラスチック複合板         | t=10mm                           | m <sup>2</sup> | 40.720  |     |
| ステンレス板              | t=3mm                            | m <sup>2</sup> | 11.250  |     |
| 金属拡張アンカー（FRPM板）     | SUS304、M8×60L                    | 本              | 384.000 |     |
| 金属拡張アンカー（SUS板）      | SUS304、M8×60L                    | 本              | 150.000 |     |
| 目地シーリング工            | 5mm                              | m              | 71.200  |     |
| 目地シーリング工            | 10mm                             | m              | 5.500   |     |
| 目地シーリング工            | 13mm                             | m              | 9.900   |     |
| 目地シーリング工            | 20mm                             | m              | 33.000  |     |
| (2) ひび割れ注入工         |                                  |                |         |     |
| ひび割れ注入工             | W $\geq$ 0.2mm                   | m              | 4.600   |     |
| 4. 2号吸水槽せん断補強工      |                                  |                |         |     |
| (1) 底版部             |                                  |                |         |     |

## 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別            | 規格                                     | 単位             | 数量      | 備 考 |
|---------------------|----------------------------------------|----------------|---------|-----|
| コンクリート削孔工（底版）       | φ 46×1430.5mm                          | 箇所             | 768.000 |     |
| コンクリート削孔工（底版）       | φ 55×1430.5mm、機械継手<br>箇所               | 箇所             | 36.000  |     |
| 補強鉄筋（底版部）           | D25、SD345、L=1375mm                     | 本              | 768.000 |     |
| 補強鉄筋（底版部）           | D25、SD345、L=1375mm、継<br>手有             | 本              | 36.000  |     |
| （2）隔壁部 W=1200       |                                        |                |         |     |
| コンクリート削孔工（隔壁W=1200） | φ 36×1130.5mm                          | 箇所             | 326.000 |     |
| コンクリート削孔工（隔壁W=1200） | φ 46×1130.5mm、機械継手<br>箇所               | 箇所             | 20.000  |     |
| 補強鉄筋（隔壁W=1200）      | D19、SD345、L=1075mm                     | 本              | 326.000 |     |
| 補強鉄筋（側壁W=1200）      | D19、SD345、L=1075mm、継<br>手有             | 本              | 20.000  |     |
| （3）隔壁部 W=600        |                                        |                |         |     |
| コンクリート削孔工（隔壁W=600）  | φ 36×530.5mm                           | 箇所             | 549.000 |     |
| 補強鉄筋（隔壁W=600）       | D25、SD345、L=475mm                      | 本              | 549.000 |     |
| （4）共通               |                                        |                |         |     |
| 高圧洗浄工               | 14.7MPa                                | m <sup>2</sup> | 129.000 |     |
| 現場内小運搬              |                                        | 式              | 1.000   |     |
| 5. 2号吸水槽曲げ補強工       |                                        |                |         |     |
| （1）底版部              |                                        |                |         |     |
| コンクリート削孔・定着工（底版部）   | φ 39、L=600、横向き                         | 箇所             | 260.000 |     |
| 下地処理                | 増厚箇所、コンクリートはつり                         | m <sup>2</sup> | 40.000  |     |
| 主筋取付工（底版下面）         | D29                                    | m <sup>2</sup> | 40.000  |     |
| 主筋取付工（底版上面）         | D13                                    | m <sup>2</sup> | 37.500  |     |
| 帯筋取付工（底版下面）         | D16                                    | m <sup>2</sup> | 40.000  |     |
| 帯筋取付工（底版上面）         | D13                                    | m <sup>2</sup> | 37.500  |     |
| 増厚工（底版部）            | 厚400mm、鉄筋コンクリート24-<br>12-25（高炉B）W/C55% | m <sup>3</sup> | 18.400  |     |

## 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別             | 規格                                  | 単位             | 数量      | 備 考 |
|----------------------|-------------------------------------|----------------|---------|-----|
| 高圧洗浄工                | 14.7MPa、無筋コンクリート打設箇所                | m <sup>2</sup> | 48.000  |     |
| 下地処理                 | 無筋コンクリート打設箇所、コンクリートはつり              | m <sup>2</sup> | 48.000  |     |
| 底版工                  | 無筋コンクリート、18-8-25（高炉B）W/C65%         | m <sup>3</sup> | 19.700  |     |
| （2）隔壁部 W=1200 2面     |                                     |                |         |     |
| コンクリート削孔工（隔壁部W=1200） | φ29、L=400、上向き                       | 箇所             | 186.000 |     |
| コンクリート削孔工（隔壁部W=1200） | φ29、L=400、下向き                       | 箇所             | 186.000 |     |
| 下地処理工                | ウォータージェット、200MPa級                   | m <sup>2</sup> | 52.800  |     |
| 下塗り工                 | ポリマーセメントモルタル                        | m <sup>2</sup> | 52.800  |     |
| 主筋取付工（隔壁部W=1200）     | D19、機械継手付き                          | m <sup>2</sup> | 52.800  |     |
| 帯筋取付工（隔壁部W=1200）     | D13                                 | m <sup>2</sup> | 52.800  |     |
| 増厚工（隔壁部W=1200）       | 厚50mm、ポリマーセメントモルタル                  | m <sup>2</sup> | 52.800  |     |
| 用心メッシュ取付工            | FRPグリッド、6.6mm <sup>2</sup> 、100×100 | m <sup>2</sup> | 52.800  |     |
| 養生工                  |                                     | m <sup>2</sup> | 52.800  |     |
| （3）隔壁部 W=600 2面      |                                     |                |         |     |
| コンクリート削孔工（隔壁部W=600）  | φ29、L=400、上向き                       | 箇所             | 142.000 |     |
| コンクリート削孔工（隔壁部W=600）  | φ29、L=400、下向き                       | 箇所             | 142.000 |     |
| 下地処理工                | ウォータージェット、200MPa級                   | m <sup>2</sup> | 43.400  |     |
| 下塗り工                 | ポリマーセメントモルタル                        | m <sup>2</sup> | 43.400  |     |
| 主筋取付工（隔壁部W=600）      | D19、機械継手付き                          | m <sup>2</sup> | 43.400  |     |
| 帯筋取付工（隔壁部W=600）      | D13                                 | m <sup>2</sup> | 43.400  |     |
| 増厚工（隔壁部W=600）        | 厚50mm、ポリマーセメントモルタル                  | m <sup>2</sup> | 43.400  |     |
| 用心メッシュ取付工            | FRPグリッド、6.6mm <sup>2</sup> 、100×100 | m <sup>2</sup> | 43.400  |     |
| 養生工                  |                                     | m <sup>2</sup> | 43.400  |     |
| （4）共通                |                                     |                |         |     |

## 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別             | 規格                                  | 単位             | 数量      | 備 考 |
|----------------------|-------------------------------------|----------------|---------|-----|
| 現場内小運搬               |                                     | 式              | 1.000   |     |
| 6. 4号吸水槽曲げ補強工        |                                     |                |         |     |
| (1)底版部               |                                     |                |         |     |
| コンクリート削孔・定着工（底版部）    | φ 39、L=600、横向き                      | 箇所             | 260.000 |     |
| 下地処理                 | 増厚箇所、コンクリートはつり                      | m <sup>2</sup> | 40.000  |     |
| 主筋取付工（底版下面）          | D29                                 | m <sup>2</sup> | 40.000  |     |
| 主筋取付工（底版上面）          | D13                                 | m <sup>2</sup> | 37.500  |     |
| 帯筋取付工（底版下面）          | D16                                 | m <sup>2</sup> | 40.000  |     |
| 帯筋取付工（底版上面）          | D13                                 | m <sup>2</sup> | 37.500  |     |
| 増厚工（底版部）             | 厚400mm、鉄筋コンクリート24-12-25（高炉B）W/C55%  | m <sup>3</sup> | 18.400  |     |
| 高圧洗浄工                | 14.7MPa、無筋コンクリート打設箇所                | m <sup>2</sup> | 48.000  |     |
| 下地処理                 | 無筋コンクリート打設箇所、コンクリートはつり              | m <sup>2</sup> | 48.000  |     |
| 底版工                  | 無筋コンクリート、18-8-25（高炉B）W/C65%         | m <sup>3</sup> | 19.700  |     |
| (2)隔壁部 W=1200 1面     |                                     |                |         |     |
| コンクリート削孔工（隔壁部W=1200） | φ 29、L=400、上向き                      | 箇所             | 93.000  |     |
| コンクリート削孔工（隔壁部W=1200） | φ 29、L=400、下向き                      | 箇所             | 93.000  |     |
| 下地処理工                | ウォータージェット、200MPa級                   | m <sup>2</sup> | 26.400  |     |
| 下塗り                  | ポリマーセメントモルタル                        | m <sup>2</sup> | 26.400  |     |
| 主筋取付工（隔壁部W=1200）     | D19、機械継手付き                          | m <sup>2</sup> | 26.400  |     |
| 帯筋取付工（隔壁部W=1200）     | D13                                 | m <sup>2</sup> | 26.400  |     |
| 増厚工（隔壁部W=1200）       | 厚50mm、ポリマーセメントモルタル                  | m <sup>2</sup> | 26.400  |     |
| 用心メッシュ取付工            | FRPグリッド、6.6mm <sup>2</sup> 、100×100 | m <sup>2</sup> | 26.400  |     |
| 養生工                  |                                     | m <sup>2</sup> | 26.400  |     |
| (3)隔壁部 W=600 1面      |                                     |                |         |     |

## 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別            | 規格                                      | 単位             | 数量      | 備 考 |
|---------------------|-----------------------------------------|----------------|---------|-----|
| コンクリート削孔工（隔壁部W=600） | φ 29、L=400、上向き                          | 箇所             | 71.000  |     |
| コンクリート削孔工（隔壁部W=600） | φ 29、L=400、下向き                          | 箇所             | 71.000  |     |
| 下地処理工               | ウォータージェット、<br>200MPa級                   | m <sup>2</sup> | 21.700  |     |
| 下塗工                 | ポリマーセメントモルタル                            | m <sup>2</sup> | 21.700  |     |
| 主筋取付工（隔壁部W=600）     | D19、機械継手付き                              | m <sup>2</sup> | 21.700  |     |
| 帯筋取付工（隔壁部W=600）     | D13                                     | m <sup>2</sup> | 21.700  |     |
| 増厚工（隔壁部W=600）       | 厚50mm、ポリマーセメント<br>モルタル                  | m <sup>2</sup> | 21.700  |     |
| 用心メッシュ取付工           | FRPグリッド、6.6mm <sup>2</sup> 、100<br>×100 | m <sup>2</sup> | 21.700  |     |
| 養生工                 |                                         | m <sup>2</sup> | 21.700  |     |
| （４）共通               |                                         |                |         |     |
| 現場内小運搬              |                                         | 式              | 1.000   |     |
| ７．仮設工               |                                         |                |         |     |
| （１）仮締切工             |                                         |                |         |     |
| 大型土のう製作             | 購入土                                     | 袋              | 349.000 |     |
| 大型土のう運搬             | 既設                                      | 袋              | 329.000 |     |
| 大型土のう設置             | 200tクレーン                                | 袋              | 678.000 |     |
| 大型土のう撤去             | 200tクレーン                                | 袋              | 678.000 |     |
| 遮水シート設置撤去           | 軟質塩化ビニルシート、厚<br>0.5mm                   | m <sup>2</sup> | 283.000 |     |
| 排水ポンプ               | 0～6m <sup>3</sup> /h、常時排水、φ50           | 箇所             | 1.000   |     |
| （２）排泥ピット            |                                         |                |         |     |
| 盛土                  | ピット部、山砂                                 | m <sup>3</sup> | 772.000 |     |
| 盛土                  | 坂路部、山砂                                  | m <sup>3</sup> | 65.000  |     |
| 砂利舗装                | 運搬用坂路、RC-40、10cm                        | m <sup>2</sup> | 95.000  |     |
| 法面整形                | ピット部、坂路部                                | m <sup>3</sup> | 810.000 |     |

## 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別        | 規格                                  | 単位             | 数量        | 備 考 |
|-----------------|-------------------------------------|----------------|-----------|-----|
| 遮水シート設置撤去（ピット内） | 軟質塩化ビニルシート、厚<br>0.5mm               | m <sup>2</sup> | 517.000   |     |
| （3）敷鉄板          | 既設道路、施工ヤード2、<br>施工ヤード3              |                |           |     |
| 敷鉄板             |                                     | m <sup>2</sup> | 4,256.000 |     |
| （4）排水ポンプ        |                                     |                |           |     |
| 排水ポンプ           | 6～30m <sup>3</sup> /h、常時排水、φ<br>100 | 式              | 1.000     |     |
| （5）足場工          |                                     |                |           |     |
| 足場工             | 4号吸水槽昇降足場                           | 式              | 1.000     |     |
| 足場工             | 2号吸水槽内                              | 式              | 1.000     |     |
| 足場工             | 4号吸水槽内                              | 式              | 1.000     |     |
| 足場工             | 第1制水門端堰柱                            | 式              | 1.000     |     |
| 足場工             | 第1第2制水門中央堰柱                         | 式              | 1.000     |     |
| 足場工             | 事前ボーリング、水上足場                        | 式              | 1.000     |     |
| 足場工             | 事後ボーリング、平坦地足<br>場                   | 式              | 1.000     |     |
| （6）水道使用料        |                                     |                |           |     |
| 水道使用料           | 地盤改良、高圧洗浄                           | m <sup>3</sup> | 2,115.000 |     |
| （7）クレーン経費       |                                     |                |           |     |
| クローラクレーン        | 200t、賃料                             | 月              | 4.000     |     |
| 8. 産業廃棄物処理工     |                                     |                |           |     |
| （1）産業廃棄物処理工     |                                     |                |           |     |
| コンクリート殻運搬       | コンクリート殻運搬（せん<br>断補強工）               | m <sup>3</sup> | 3.400     |     |
| 汚泥運搬            | 地盤改良工                               | m <sup>3</sup> | 602.000   |     |
| 汚泥運搬            | 吸水槽堆積土砂                             | m <sup>3</sup> | 6.000     |     |
| 廃プラスチック運搬       | 仮締切工遮水シート                           | m <sup>3</sup> | 0.850     |     |
| 産業廃棄物処理         | 削孔コンクリート殻                           | ton            | 8.000     |     |

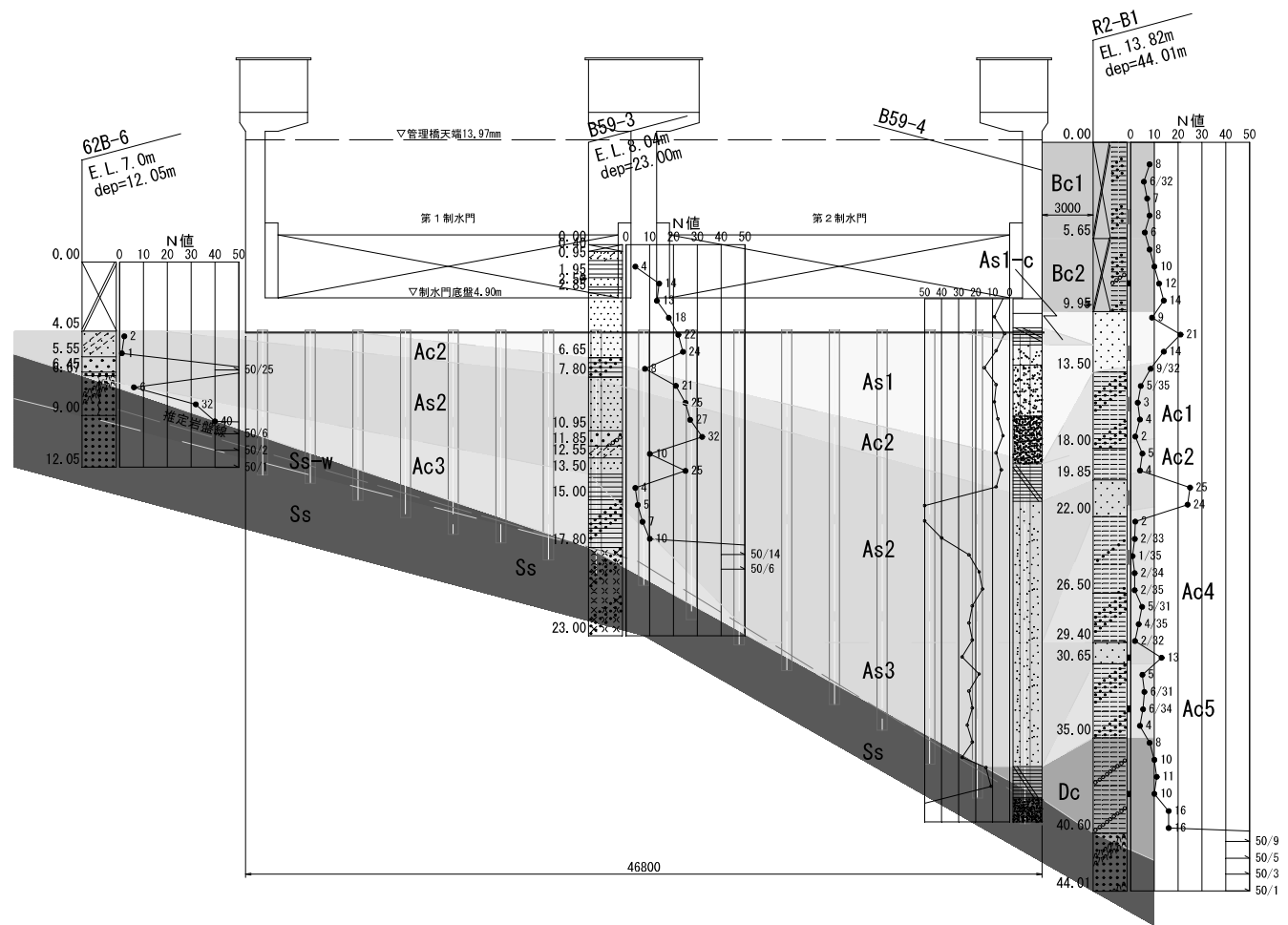
## 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別         | 規格            | 単位  | 数量      | 備 考 |
|------------------|---------------|-----|---------|-----|
| 産業廃棄物処理          | 汚泥            | ton | 668.800 |     |
| 産業廃棄物処理          | 廃プラスチック       | m3  | 0.850   |     |
| 9. その他           |               |     |         |     |
| (1)運搬費           |               |     |         |     |
| クローラクレーン分解・組立・輸送 |               | 台   | 1.000   |     |
| 仮設材輸送費           | 敷鉄板           | 式   | 1.000   |     |
| (2)役務費           |               |     |         |     |
| 水道基本料金           |               | 月   | 2.000   |     |
| (3)技術管理費         |               |     |         |     |
| 事前ボーリング          |               | 本   | 2.000   |     |
| 事後ボーリング          |               | 本   | 2.000   |     |
| 鉄筋探査             | 第1制水門底版コンクリート | 箇所  | 40.000  |     |
| 鉄筋探査             | 第1制水門端堰柱      | 箇所  | 39.000  |     |
| 鉄筋探査             | 2号吸水槽         | 箇所  | 359.000 |     |
| 鉄筋探査             | 4号吸水槽         | 箇所  | 49.000  |     |
| 引張試験             | せん断補強鉄筋       | 回   | 6.000   |     |
| 一軸圧縮試験           | 地盤改良工         | 試料  | 2.000   |     |
| アンカー引抜試験         | パネル工法         | 式   | 1.000   |     |
| 10. 一括計上価格       |               |     |         |     |
| 六価クロム溶出試験        |               | 検体  | 2.000   |     |

## 工 事 数 量 表

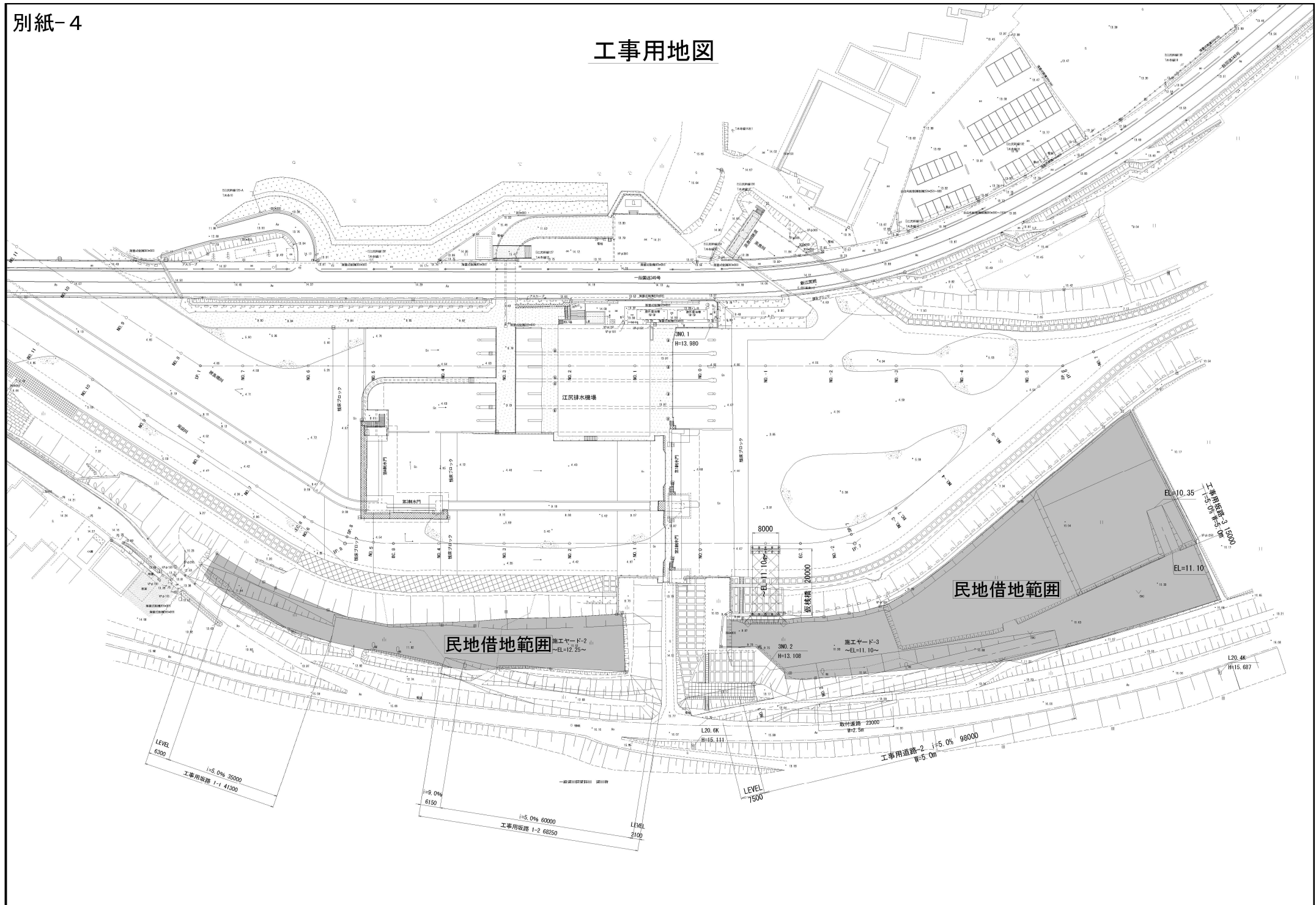
| 工種・種別・細別      | 規格                   | 単位  | 数量    | 備 考 |
|---------------|----------------------|-----|-------|-----|
| 直接製作費         |                      |     |       |     |
| 1. 鋼製付属設備製作工  |                      |     |       |     |
| (1) 鋼製付属設備製作工 |                      |     |       |     |
| 鋼板仮締切         | H鋼、L形鋼、B3.5m×H3.0×2基 | 式   | 1.000 |     |
| 直接工事費         |                      |     |       |     |
| 1. 輸送費        |                      |     |       |     |
| (1) 輸送費       |                      |     |       |     |
| 輸送費（鋼製付属）     | 鋼板仮締切（H鋼、L形鋼）の運搬費    | 式   | 1.000 |     |
| 輸送費（敷鉄板）      | 鋼板仮締切（敷鉄板）           | ton | 4.800 |     |
| 2. 鋼製付属設備据付工  |                      |     |       |     |
| (1) 鋼製付属設備据付工 | 鋼板仮締切（敷鉄板等）          |     |       |     |
| 鋼製付属設備据付工     | H鋼、L形鋼               | 式   | 1.000 |     |
| 鋼製付属設備撤去      | H鋼、L形鋼撤去             | 式   | 1.000 |     |
| 敷鉄板設置撤去       | 1.5m×3.0m            | 枚   | 6.000 |     |
| 敷鉄板賃料         | 1.5m×3.0m            | 枚   | 6.000 |     |
| クレーン賃料        | ラフテレーンクレーン4.9t吊      | 日   | 2.000 |     |
| 3. 撤去物運搬      |                      |     |       |     |
| (1) 撤去物運搬     |                      |     |       |     |
| 撤去物運搬         | H鋼、L形鋼               | 式   | 1.000 |     |

想定地層断面図



| 地質凡例     |       |          |                  |             |                 |      |   |
|----------|-------|----------|------------------|-------------|-----------------|------|---|
| 地質年代     | 地層名   | 土 質 地    | 地層記号             | N値<br>(平均値) | 確認層厚<br>(m)     |      |   |
| 第四紀      | 現世    | 第1盛土層    | 砂質シルト            | Bc1         | 6~8<br>(7.0)    | 5.65 |   |
|          | 現世    | 第2盛土層    | 礫混じり砂質シルト        | Bc2         | 8~14<br>(11.0)  | 4.30 |   |
|          | 完新世   | 沖積第1砂質土層 | 細~中砂             | As1         | 8~21<br>(13.0)  | 3.55 |   |
|          |       | 残存粘性土層   | 砂質粘土             | As1<br>で    | -               | -    | - |
|          |       | 沖積第1粘性土層 | シルト              | Ac1         | 2~4<br>(3.3)    | 4.50 | - |
|          |       | 沖積第2粘性土層 | シルト<br>砂質粘土      | Ac2         | 4.5<br>(4.5)    | 1.85 | - |
|          |       | 沖積第2砂質土層 | 細~中砂             | As2         | 24.25<br>(24.5) | 2.15 | - |
|          |       | 沖積第3粘性土層 | 粘土<br>砂質粘土       | Ac3         | -               | -    | - |
|          |       | 沖積第4粘性土層 | 砂混じりシルト<br>砂質シルト | Ac4         | 1~5<br>(2.4)    | 7.40 | - |
|          |       | 沖積第3砂質土層 | 細砂               | As3         | 13<br>(13.0)    | 1.25 | - |
| 沖積第5粘性土層 | 砂質シルト | Ac5      | 4~6<br>(5.0)     | 4.35        | -               |      |   |
| 新第三紀     | 更新世   | 洪積粘性土層   | 礫混じり砂質シルト        | Dc          | 8~16<br>(11.8)  | 5.60 |   |
|          | 前期中新世 | 礫木層      | 風化凝灰質砂岩          | Ss-w        | -               | -    |   |
|          |       | 礫灰質砂岩    | Ss               | 50以上        | 3.41            |      |   |

# 工事用地図



## 国営土地改良事業の工事施工に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施工に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、持って事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - ① 所有者 土地の所有者又は使用権者をいう。
  - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
  - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接する土地の所有者をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

### 記

- （1）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （2）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等がでないように対処するものとする。
- （3）仮設用地は、発注者に指示された工事施工の目的以外に使用してはならない。
- （4）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用水機能及び通作等周辺の営農に支障をおよぼすことのないように措置するものとする。
- （5）仮設用地は、特別の事情がある場合を除き、使用後はすべて現状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
  - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
  - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

- ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。
- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
  - ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
  - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
  - ③ 発注者が借地した土地を当該所有者等に返還することに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

様式1

実績変更対象費に関する実施計画書

| 費 目   |       | 費 用               | 内 容                                                                                   | 計上額 |
|-------|-------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 共通仮設費 | 営繕費   | 借上費               | 現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用 |     |
|       |       | 宿泊費               | 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用                                                             |     |
|       |       | 労働者送迎用            | 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）                        |     |
|       | 小 計   |                   |                                                                                       |     |
| 現場管理費 | 労務管理費 | 募集及び解散に要する費用      | 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当                                                            |     |
|       |       | 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 | 労働者の食事補助、交通費の支給                                                                       |     |
|       | 小 計   |                   |                                                                                       |     |
| 合 計   |       |                   |                                                                                       |     |

様式 2

実績変更対象費に関する変更実施計画書

| 費 目                                   |           | 費 用        | 内 容                                                                                                                           | 計上額<br>(当初)                            | 計上額<br>(変更) | 差額 |
|---------------------------------------|-----------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------|----|
| 共通仮<br>設費                             | 営繕費       | 借上費        | 現場事務所、試験<br>室、労働者宿舍、<br>倉庫、材料保管場<br>所等の敷地借上げ<br>に要する地代及び<br>これらの建物を建<br>築する代わりに貸<br>しビル、マンショ<br>ン、民家等を長期<br>借上げする場合に<br>要する費用 |                                        |             |    |
|                                       |           | 宿泊費        | 労働者が、旅館、<br>ホテル等に宿泊す<br>る場合に要する費<br>用                                                                                         |                                        |             |    |
|                                       |           | 労働者<br>送迎用 | 労働者をマイクロ<br>バス等で日々当該<br>現場に送迎輸送<br>（水上輸送を含<br>む）をするために<br>要する費用（ 運<br>転手賃金、車両損<br>料、燃料費等含<br>む）                               |                                        |             |    |
|                                       | 小 計       |            |                                                                                                                               |                                        |             |    |
|                                       | 現場管<br>理費 | 労務管<br>理費  | 募集及<br>び解散<br>に要す<br>る費用                                                                                                      | 労働者の赴任手<br>当、労働者の帰省<br>旅費、労働者の帰<br>省手当 |             |    |
| 賃金以<br>外の食<br>事、通<br>勤等に<br>要する<br>費用 |           |            | 労働者の食事補<br>助、交通費の支給                                                                                                           |                                        |             |    |
| 小 計                                   |           |            |                                                                                                                               |                                        |             |    |
| 合 計                                   |           |            |                                                                                                                               |                                        |             |    |

## 出来高部分払方式実施要領

### 1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

### 2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成 12 年 11 月 15 日付け 12 経第 1772 号大臣官房経理課長通知）別表 1（第 3 条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表 1、13、14、17 及び 24 に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が 180 日を超えるものに係るものとする。

### 3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

### 4 入札・契約

#### (1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

##### ① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合                      : 入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合: 公募に係る掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合: 送付資料

(記載例)

(○) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

##### ② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

(記載例)

#### 第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

#### (2) 部分払の回数

① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請

求が可能なように、工事請負契約書第 38 条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。

② 工事請負契約書第 38 条第 1 項の部分払請求の上限回数について

部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）

③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第 42 条第 3 項の部分払請求の上限回数について

各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が 4 になる場合を除き、上限回数に 1 を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第 35 条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第 41 条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第 1 項の規定により請求された前払金額が請負代金額の 10 分の 2 に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に請負代金額の 10 分の 2 に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第 1 項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の 10 分の 2 以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が 121 日以上（ただし、工期 270 日以下

の工事については、61 日以上) 経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第 20 条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に第 1 項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の 10 分の 4 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の 10 分の 5 を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5 の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第 8 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### （保証契約の変更）

- 第 36 条 受注者は、前条第 7 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
  - 3 受注者は、第 1 項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
  - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

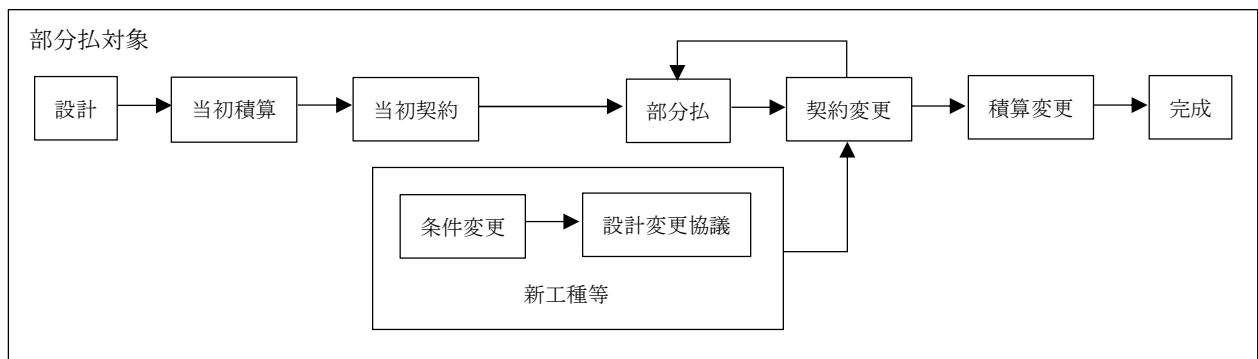
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別添 1～4 を参考として実施するものとする。

## 6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第 38 条第 1 項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は 90 日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の「」内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

## 7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

## 8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

## 9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、

同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

## （2）検査の実施

### ① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成 10 年 12 月 11 日付け 10 経第 1984 号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

### ② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

### ③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

## 附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

別添 1

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第 35 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき受領いたします。

※ 別添 2 は 2 割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別添 3 については、本工事の進捗額が請負代金額の 10 分の 2 以上であること又は工期 121 日以上経過（ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書 40%以内）は契約原本として保管。別添 2 及び 3 は、支払に使用。

※ 前払金保証書は 1 回作成する。（2 回作成する必要はない。）

別添 2 （4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ (工事請負契約書第 35 条第 4 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

| 指定振込銀行     |  | 預金種別 | 口座番号 |
|------------|--|------|------|
|            |  |      |      |
| ふりがな       |  |      |      |
| 口 座<br>名 義 |  |      |      |

別添 3（出来高認定書受理後に提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第 35 条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇〇工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前払金請求額 ¥
- 3. 受領済前払金額 ¥
- 4. 未受領前払金額 ¥

| 指定振込銀行     |  | 預金種別 | 口座番号 |
|------------|--|------|------|
|            |  |      |      |
| ふりがな       |  |      |      |
| 口 座<br>名 義 |  |      |      |

別添 4

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

出 来 高  
工 事 期 間  
認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第 35 条第 5 項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。(請負代金額の 10 分の 2 以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期 121 日以上経過(ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過)の場合)

-----  
認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)

別表－ 1

## コンクリート水路補修材料品質規格

## 1. ひび割れ補修材

(1) 注入工法材 (ひび割れ  $0.2 \leq W < 0.5\text{mm}$ )

| 要求性能項目 |         | 試験(測定)項目 |             | 試験方法       | 試験基準                    |
|--------|---------|----------|-------------|------------|-------------------------|
| 基本的性能  | 未硬化の注入材 | 粘 性      | 粘度又はチキトビク係数 | JIS K 6833 | 1.0Pa・s 以下 $4 \pm 1$    |
|        |         | 可使性      | 可使時間        | 温度上昇法      | 30 分以上                  |
|        |         | 耐硬化収縮性   | 硬化収縮率       | JIS A 6024 | 3%以下                    |
|        | 硬化した注入材 | 付着性      | 接着強さ        | JIS A 6024 | 6.0N/mm <sup>2</sup> 以上 |
|        |         |          | 乾燥面<br>湿潤面  |            | 3.0N/mm <sup>2</sup> 以上 |

## 2. 表面被覆工 (アンカー固定方式パネル工法)

アンカー固定方式パネル工法に使用する材料・工法は、以下の品質規格を満足しなければならない。

## (1) パネル

この工事に使用するパネルは下記、又は同等以上で監督職員が認めものによる。

樹 脂 : JIS K 6919

ガラス繊維 : JIS R 3412

曲げ強さ : 100MN/m<sup>2</sup>

曲げ弾性係数 : 13.7GN/m<sup>2</sup>

| 試験(測定)項目 |                   | 試験方法                                                              | 試験基準                                           |
|----------|-------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 耐候性      | 促進耐候性(紫外線による劣化)試験 | JSCE-K 511<br>試験条件:セパンアークランプ 式 4,000 時間又はサンシャインカーボンアーク灯式 2,400 時間 | 膨れ、ひび割れ、剥がれ、変形がないこと                            |
| 耐摩耗性     | 摩耗深さ              | 表面被覆材の水砂噴流摩耗試験(案)(材齢 28 日、20 時間経過後)                               | 標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系 : 1.5 以下<br>有機系 : 0.5 以下 |

## (2) 金属拡張式アンカー

材 質 : SUS304

| 試験(測定)項目 |             | 試験方法                                       | 試験基準     |
|----------|-------------|--------------------------------------------|----------|
| 付着性      | アンカー引き抜強度試験 | 社団法人 日本建築あと施工アンカー協会技術部会「あと施工アンカー試験方法」3 本以上 | 設計引抜強度以上 |

## 別表－２

## コンクリート水路補修施工管理の出来形管理及び品質管理

## １．出来形管理

（１）直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、下表に寄り難い場合は事前に監督職員と協議するものとする。

| 工 種                  | 項目      | 管理基準値                                     | 規格値（参考値）  | 測定基準                                                         |
|----------------------|---------|-------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 水路洗浄工                | 外観      | 表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。    | 同左        | 施工延長概ね 50～100m ごとに 1 箇所の割合で処理面を目視確認する。50m 未満は 2 箇所確認する。      |
| ひび割れ注入工              | 延長      | -0mm                                      | 同左        | 各補修箇所。                                                       |
|                      | 注入量     | 設計量以上                                     | 同左        | 注入総量を確認する。（施工完了後に空袋により確認する。）                                 |
| 表面被覆工（アンカー固定方式パネル工法） | 側壁高さ    | ±15mm                                     | -25 mm    | 施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所の割合で測定する。50m 未満は 2 箇所測定する。                |
|                      | 幅       | +25 mm、-15 mm                             | -25 mm    | 施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所の割合で測定する。50m 未満は 2 箇所測定する。                |
|                      | アンカー打設数 | 設計本数以上                                    | 同左        | スパン毎本数及び全数を測定する。                                             |
|                      | 外観      | 施工面に欠損、ひび割れ、膨れ、たわみ、接着材塗布又はアンカー設置の不良等がないこと | 同左        | 施工延長概ね 50～100m ごとに 1 箇所の割合で施工面を目視及び打音で確認する。50m 未満は 2 箇所確認する。 |
|                      | 面積      | －                                         | 施工面積≧設計面積 | 全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。               |

（２）撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

| 工 種                  |         | 撮影基準                                              | 撮影箇所                                                    |
|----------------------|---------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 水路洗浄工                |         | 施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。50m 未満は 2 箇所撮影する。 | 施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、施工時の洗浄圧力、不陸・凹凸の状況等を撮影する             |
| ひび割れ補修工（注入工法）        | ひび割れ補修工 | 施工延長概ね 50m につき 1 箇所の割合で撮影する。50m 未満は 2 箇所撮影する。     | 施工状況、使用機械、補修箇所の延長を撮影する。                                 |
|                      | 総使用量    | 全 1 回                                             | 材料の総使用量が分かるものを撮影する。                                     |
| 表面被覆工（アンカー固定方式パネル工法） | 表面被覆工   | 施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。50m 未満は 2 箇所撮影する。 | 施工状況、使用機械、左右側壁及び底盤における面積測定状況、左右側面の高さ、水路底版及び頂部の水路幅を撮影する。 |
|                      | アンカー打設等 | 施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。50m 未             | 施工状況、単位当たり打設本数、アンカー引き抜き強度試験の測定値を撮                       |

|  |        |                              |                        |
|--|--------|------------------------------|------------------------|
|  |        | 満は2箇所撮影する。                   | 影する。                   |
|  | パネル目地工 | 施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 | パネル目地材充填状況及び施工前後を撮影する。 |
|  | 端部処理   | 施工箇所毎                        | 端部処理況及び施工前後を撮影する。      |

## 2. 品質管理

品質管理項目は以下のとおりとする。

| 工 種                              | 項目             | 試験方法                                                 | 規格値（参考）                                 | 試験（測定）基準 |
|----------------------------------|----------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------|
| 表面被覆工<br>（アンカー<br>固定方式パ<br>ネル工法） | アンカー引<br>抜強度試験 | 社団法人日本建築<br>あと施工アンカー<br>協会技術部会「あと<br>施工アンカー試験<br>方法」 | 設計引抜強度以<br>上の引張加力で<br>抜けだし等の変<br>形がないこと | 3本以上     |

令和6年度  
国営施設応急対策事業角田地区  
江尻排水機場第1制水門耐震補強他工事  
図面目録

| 番号 | 図名の名称                 | 枚数 | 備考 |
|----|-----------------------|----|----|
| 1  | 位置図                   | 1  |    |
| 2  | 江尻排水機場平面図             | 1  |    |
| 3  | 第1制水門標準図              | 1  |    |
| 4  | 地盤改良工詳細図              | 1  |    |
| 5  | 第1制水門せん断補強工詳細図        | 1  |    |
| 6  | 堰柱補修全体図(1/2)          | 1  |    |
| 7  | 堰柱補修全体図(2/2)          | 1  |    |
| 8  | FRPM板割付図(1/2)         | 1  |    |
| 9  | FRPM板割付図(2/2)         | 1  |    |
| 10 | SUS板割付図(1/2)          | 1  |    |
| 11 | SUS板割付図(2/2)          | 1  |    |
| 12 | 吸水槽耐震補強工位置図           | 1  |    |
| 13 | 2号吸水槽せん断補強工詳細図(1/2)   | 1  |    |
| 14 | 2号吸水槽せん断補強工詳細図(2/2)   | 1  |    |
| 15 | 2号、4号吸水槽曲げ補強工詳細図(1/3) | 1  |    |
| 16 | 2号、4号吸水槽曲げ補強工詳細図(2/3) | 1  |    |
| 17 | 2号、4号吸水槽曲げ補強工詳細図(3/3) | 1  |    |
| 18 | 仮締切計画図                | 1  |    |
| 19 | 鋼板仮締切工計画図             | 1  |    |
| 20 | 仮設平面図                 | 1  |    |
|    |                       |    |    |
| 計  |                       | 20 |    |